

様式第28号（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

医療法人事業報告書等届

令和 8 年 7 月 28 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

医療法人の名称 医療法人 弘 遠 会
主たる事務所の所在地 静岡県浜松市中央区田尻町120番地1
代表者の氏名 理事長 竹 下 力

令和 7 年度

第 60 期

提出書類

- (1) 事業報告書
- (2) 財 産 目 録
- (3) 貸 借 対 照 表
- (4) 損 益 計 算 書
- (5) 監事の監査報告書

(注)

- 1 医療法施行規則第32条の6第1号に掲げる者と同条第2号に掲げる取引がある場合は、関係事業者との取引の状況に関する報告書を添付すること。
- 2 社会医療法人の場合は、医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類を添付すること。
- 3 医療法施行規則第33条の2第1号及び第2号に規定する法人の場合は、次の書類を添付すること。
 - (1) 純資産変動計算書
 - (2) 附属明細表
 - (3) 公認会計士又は監査法人の監査報告書
- 4 医療法施行規則第33条の2第3号に規定する法人の場合は、次の書類を添付すること。
 - (1) 純資産変動計算書
 - (2) キャッシュ・フロー計算書
 - (3) 附属明細表
 - (4) 公認会計士又は監査法人の監査報告書
- 5 社会医療法人債発行法人であって社会医療法人でない医療法人は、その他必要な書類を添付すること。
- 6 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りること。



〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人弘遠会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人

☒ その他

③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 主たる事務所 静岡県浜松市中央区田尻町 1 2 0 番地 1

従たる事務所 静岡県浜松市天竜区二俣町二俣 2 3 9 6 番地の 5 6

静岡県磐田市大原 2 0 4 2 番地 4

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和 4 0 年 6 月 1 0 日

(4) 設立登記年月日 昭和 4 0 年 7 月 2 2 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長		医療法人弘遠会 天竜すずかけ病院介護医療院 管理者
常務理事		
理 事		
同		
同		医療法人弘遠会 すずかけヘルスケアホスピタル 管理者
同		医療法人弘遠会 天竜すずかけ病院 管理者
同		
同		
同		
同		医療法人弘遠会 すずかけセントラル病院 管理者
同		
監 事		令和 8 年 2 月 28 日 辞任
同		令和 8 年 3 月 1 日 就任

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記

載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
病院	医療法人弘遠会 すずかけ セントラル病院	(医)2217110432 (歯)2237210337	静岡県浜松市中央区 田尻町120番地1	一般病床 205 床 療養病床 104 床 [医療保険 104 床]
病院	医療法人弘遠会 天竜すずかけ 病院	2216510061	静岡県浜松市天竜区 二俣町二俣 2396番地56	療養病床 165 床 [医療保険 165 床]
病院	医療法人弘遠会 すずかけヘルス ケアホスピタル	2216710331	静岡県磐田市大原 2042番地4	療養病床 160 床 [医療保険 160 床]
介護 医療院	医療法人弘遠会 天竜すずかけ 病院介護医療院	22B7200041	静岡県浜松市天竜区 二俣町二俣 2396番地56	入所定員 55 名 通所定員 48 名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
訪問看護ステーションすずかけ 田尻	静岡県浜松市中央区 田尻町120番地1	
訪問看護ステーション天竜	静岡県浜松市天竜区二俣町二俣 2396番地56	
訪問看護ステーションすずかけ	静岡県磐田市大原2042番地4	
地域包括支援センター天竜 【浜松市から委託を受けて行う 浜松市地域包括支援センター運 営事業】	静岡県浜松市天竜区二俣町二俣 1569番地28	
天竜すずかけ ケアプランセンター	静岡県浜松市天竜区二俣町二俣 2396番地56	
すずかけセントラル病院 すみれ保育園	静岡県浜松市中央区法枝町 227番地3	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7 年 6 月 2 7 日 第 5 9 期事業報告及び決算の承認

令和 8 年 2 月 2 4 日 監事辞任に伴う後任監事の選任

令和 8 年 3 月 2 6 日 第 6 0 期決算予想報告の承認

令和 8 年 3 月 2 6 日 第 6 1 期事業計画の決定

様式第一号

法人名 医療法人 弘遠会

※医療法人整理番号

所在地 浜松市中央区田尻町120-1

貸 借 対 照 表

(令和 8年 3月 31日現在)

(単位: 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	✓ 3,410,744	I 流 動 負 債	/ 3,597,944
現金及び預金	1,607,394	買 掛 金	458,653
事業未収金	1,590,291	短 期 借 入 金	✓ 1,771,400
未 収 入 金	98,048	一年内返済予定長期借入金	✓ 528,659
た な 卸 資 産	73,297	未 払 金	302,133
前 払 費 用	34,379	未 払 費 用	13,496
その他の流動資産	2,847	未 払 法 人 税 等	11
未収還付法人税等	15,103	前 受 金	13,910
貸 倒 引 当 金	/ △ 10,615	預 り 金	54,780
		賞 与 引 当 金	✓ 452,487
		その他の流動負債	2,415
II 固 定 資 産	✓ 5,884,216		
1 有 形 固 定 資 産	/ 5,630,369	II 固 定 負 債	/ 5,576,899
建 物	/ 2,926,753	長 期 借 入 金	✓ 5,351,819
建物付属設備	/ 388,938	役員退職慰労引当金	✓ 154,825
構 築 物	/ 65,163	リ ー ス 債 務	70,255
医療用機械備品	/ 758,496		
その他の器具備品	/ 111,817		
車両及び船舶	/ 4,617		
土 地	/ 1,225,263		
建設仮勘定	/ 76,740		
リ ー ス 資 産	/ 72,581		
2 無 形 固 定 資 産	/ 68,232	負 債 合 計	9,174,843 ✓
ソフトウェア	/ 64,769	純 資 産 の 部	
その他の無形固定資産	/ 3,463	科 目	金 額
3 その他の資産	/ 185,615	I 基 金	0
長期貸付金	/ 46,616	II 積 立 金	/ 120,117
長期前払費用	/ 119,978	代 替 基 金	✓ 53,000
繰延税金資産	0	設 立 等 積 立 金	✓ 191,599
その他の固定資産	/ 19,021	繰越利益積立金	✓ △ 124,482
資 産 合 計	/ 9,294,960	純 資 産 合 計	120,117 ✓
		負債・純資産合計	9,294,960 ✓

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式第二号

法人名 医療法人 弘遠会
所在地 浜松市中央区田尻町120-1

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		10,418,281
2 事業費用		
(1)事業費	√ 9,999,037	
(2)本部費	√ 433,391	10,432,428
本来業務事業損失		△ 14,147
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		286,139
2 事業費用		√ 256,995
附帯業務事業利益		29,144
事業利益		14,997
II 事業外収益		
受取利息	2,825	
III 事業外費用		
支払利息	89,262	
経常損失		△ 71,440
IV 特別損失		
固定資産除却損	6,386	
税引前当期純損失		△ 77,826
法人税・住民税及び事業税		171
法人税等調整額		322,684
当期純損失		△ 400,682

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。但し、平成10年4月以降に取得した建物（建物付属設備を除く）および平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	22年～39年
建物付属設備	3年～39年
構築物	10年～40年
医療用器械備品	2年～10年
その他の器械備品	2年～20年
車両及び船舶	5年

② 無形固定資産

ソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 一括償却資産

3年均等償却によっております。

3. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職給付に備えるため、内規に基づき計算し、計上しております。

4. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

5. その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

① ファイナンス・リース取引の会計処理の方法

所有権移転ファイナンスリース取引については、自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、賃貸借処理によっております。

② 補助金等の会計処理

補助対象となる支出が事業経費に計上されるものについては、当該補助対象の費用と対応させるため、事業収益に計上しております。

固定資産を購入する目的で受け取った補助金等については、受け取った会計年度に一括して収益として計上しております。

なお、対象となる固定資産について法人税法上の圧縮記帳が認められている場合は、固定資産を直接減額する方法によって処理しております。

③ ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

6. 資産及び負債のうち、収益事業に関する事項

該当なし

7. 収益事業からの繰入金の状況に関する事項

該当なし

8. 担保に供されている資産に関する事項

(1) 担保に供している資産

土地	✓ 1,225,263 (千円)
建物	✓ 2,924,508 (千円)
建物付属設備	✓ 388,795 (千円)
合計	<u>4,538,566 (千円) /</u>

(2) 担保に係る債務

長期借入金 (1年以内返済予定を含む)	5,880,478 (千円)
------------------------	----------------

9. 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

(1) 法人である関係事業者

該当なし

(2) 個人である関係事業者

該当なし

10. その他医療法人の財務状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

① 基本財産の増減及びその残高

	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
土地	1,225,263	-	-	1,225,263
建物	3,052,067	-	125,315	2,926,753
建物付属設備	371,057	90,223	72,343	388,937
構築物	78,723	308	13,868	65,163
合計	4,727,110	90,531	211,526	4,606,116

② 賃貸借処理をしたファイナンス・リース取引

科 目	リース料総額 (千円)	未経過リース料 (千円)
車 両	64,241	31,738
医療用器機備品	1,184,618	640,862
その他器機備品	500,988	334,753
計	1,749,847	1,007,353

③ 税効果会計に関する注記

繰延税金資産	当事業年度 (千円)
減価償却超過額	155,385
賞与引当金	132,171
役員退職慰労引当金	45,224
繰越欠損	21,717
その他	2,918
繰延税金資産 小計	357,415
評価性引当金	357,415
繰延税金資産の純額	0

④ 主な補助金等の内訳並びに交付者、貸借対照表への影響額

内 訳	交付者	損益計算書影響額 (千円)	貸借対照表影響額 (千円)
医療機関等賃上げ・物価上昇支援事業費補助金	厚生労働省	125,878	40,687
医療提供体制施設整備事業費補助金	静岡県	29,040	29,040
医療機関等職場環境整備等事業費補助金	静岡県	25,720	-
医療機関等物価高騰対策支援金	静岡県	17,180	-
介護サービス事業所等物価高騰対策支援金	静岡県	1,437	-
電子処方管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助金	社会保険診療報酬支払基金	1,353	-

⑤ 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は 5,841,929 (千円) であります。

様式第三号

法人名 医療法人 弘遠会

所在地 浜松市中央区田尻町120-1

※医療法人整理番号

財 産 目 録

(令和 8年 3月 31日現在)

1. 資 産 額 9,294,960 千円✓
 2. 負 債 額 9,174,843 千円✓
 3. 純 資 産 額 120,117 千円✓

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	✓ 3,410,744
B 固 定 資 産	✓ 5,884,216
C 資 産 合 計 (A+B)	9,294,960 ✓
D 負 債 合 計	9,174,843 ✓
E 純 資 産 (C-D)	120,117 ✓

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式第四号

法人名 医療法人 弘遠会
所在地 浜松市中央区田尻町120-1

※医療法人整理番号

純資産変動計算書

(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位:千円)

	基金・出資金			積立金				純資産合計
	出資金	基金	基金・出資金 合計	代替基金	設立等積立金	繰越利益積立金	積立金合計	
令和7年3月31日 残高	0	0	0	53,000	191,599	276,200	520,799	520,799
会計年度中の変動額								
当期純損失	0	0	0	0	0	△ 400,682	△ 400,682	△ 400,682
会計年度中の変動額合計	0	0	0	0	0	△ 400,682	△ 400,682	△ 400,682
令和8年3月31日 残高	0	0	0	✓ 53,000	✓ 191,599	✓ △ 124,482	120,117	120,117

1. 純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
2. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとの金額を注記すること。
3. 積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

様式第五号

法人名 医療法人 弘遠会

所在地 浜松市中央区田尻町120-1

※医療法人整理番号

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形 固定 資産	建物	5,638,383	0	0	5,638,383	2,711,630	125,315	2,926,753
	建物付属設備	2,000,800	90,223	13,075	2,077,948	1,689,011	72,343	388,937
	構築物	310,090	308	0	310,398	245,235	13,868	65,163
	医療用機械備品	547,137	848,137	45,548	1,349,726	591,229	273,727	758,497
	その他の器具備品	570,208	35,065	2,027	603,246	491,429	47,734	111,817
	車両及び船舶	96,667	6,435	0	103,102	98,485	6,814	4,617
	土地	1,225,263	0	0	1,225,263	0	0	1,225,263
	建設仮勘定	0	76,740	0	76,740	0	0	76,740
	リース資産	12,363	75,129	0	87,492	14,910	2,548	72,582
	計	10,400,911	1,132,037	60,650	11,472,298	5,841,929	542,349	5,630,369
無形 固定 資産	ソフトウェア	69,423	57,738	0	127,161	62,393	10,863	64,769
	その他無形資産	3,463	0	0	3,463	0	0	3,463
	計	72,886	57,738	0	130,624	62,393	10,863	68,232
その 他の 資産	長期貸付金	49,315	1,200	3,899	46,616	0	0	46,616
	長期前払費用	130,952	18,700	18,794	130,858	10,881	0	119,978
	繰延税金資産	322,684	0	322,684	0	0	0	0
	その他固定資産	34,924	175	0	35,099	16,079	876	19,021
	計	537,875	20,075	345,377	212,573	26,960	876	185,615

1. 医療用機械備品、当期増加額は、主に診療用3.0TMRIの取得によるものです。

様式第六号

法人名 医療法人 弘遠会

※医療法人整理番号

所在地 浜松市中央区田尻町120-1

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	431,176	✓ 452,487	431,176	0	✓ 452,487
役員退職慰労引当金	148,797	6,028	0	0	✓ 154,825
貸倒引当金	8,767	✓ 10,615	137	8,630	✓ 10,615

1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
3. 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。
4. 貸倒引当金、当期減少額（その他）は、洗替法による取崩しとなります。

様式第七号

法人名 医療法人 弘遠会

※医療法人整理番号

所在地 浜松市中央区田尻町120-1

借 入 金 等 明 細 表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,763,900	/ 1,771,400	1.392%	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	390,378	✓ 528,659	1.399%	—
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	4,963,979	✓ 5,351,819	1.442%	—
その他の有利子負債	0	0	—	—
合 計	/ 7,118,257	/ 7,651,878	—	—

1. 短期借入金、長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）及び金利の負担を伴うその他の負債（以下「その他の有利子負債」という。）について記載すること。
2. 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること。
3. 「その他の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
4. 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。
5. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）及びその他の有利子負債については、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

注記 長期借入返済額（千円）

	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
長期借入金 (1年以内に返済 予定のものを除く)	528,659	528,629	528,629	1,028,658

様式第九の一号

法人名 医療法人 弘遠会

所在地 浜松市中央区田尻町120-1

※医療法人整理番号

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本来業務事業費用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事業費	本部費	計			
材料費	1,332,467	0	1,332,467	510	0	1,332,977
給与費	5,843,793	222,937	6,066,730	195,947	0	6,262,677
委託費	856,727	43,712	900,439	28,860	0	929,299
経費	1,925,106	166,742	2,091,848	31,678	0	2,123,526
売上原価	40,944	0	40,944	0	0	40,944
その他の事業費用	0	0	0	0	0	0
計	✓ 9,999,037	✓ 433,391	10,432,428	✓ 256,995	0	10,689,423

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. 中科目区分には、それぞれ細区分を設け、売上原価については、商品（又は製品）期首たな卸高、当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）、商品（又は製品）期末たな卸高を、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用については、その内訳を示す費目を記載する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

独立監査人の監査報告書

令和8年6月10日

医療法人弘遠会
監事 鈴木裕司 殿

千代田監査法人
東京都千代田区

指定社員 公認会計士 永川 聡司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、医療法第51条第5項の規定に基づき、医療法人弘遠会の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第60期会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 弘遠会
理事長 竹下 力 殿

私は、医療法人 弘遠会の「第 60 期」(2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下の通り報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、企画調整室及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

2026 年 6 月 10 日

医療法人 弘遠会

監事

鈴木裕司